

## 第139回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和4年8月29日（月） 11:00～12:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員  
〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和4年の提案募集方式に係る重点事項等について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（高橋部会長）まず、全国知事会から説明をお願いしたい。

（全国知事会）資料の1ページ目は総論であるが、計画策定等を重点募集テーマとして設定していただいたことに改めて感謝を申し上げる。ただ、この計画策定はもちろんだが、それ以外の事項も、各府省の回答状況が私どもの意に沿う形にはなっていないものが多いため、対応願いたい。また、義務付け・枠付けについて、迅速な対応をお願いしたい。

ここから計画策定に関する提案であるが、2ページは、今回、骨太の方針に書き込んでいただいたことに感謝申し上げ、書き込みに沿って対応していただくことを期待するものである。

3ページから具体的な話であるが、計画策定等に関する提案について68件あり、知事会と共同で提案しているものを下の表に抜粋している。具体的には、策定そのものの廃止を求める提案が17件、他の計画と一体化又は他の手段と代替すべきことを求める提案が19件、策定等に係る手続について見直しを求める提案が21件、記載事項について見直しを求める提案が15件、期間の認定について見直しを求める提案は4件である。

このうち、特に今回具体的に取り上げたものは4ページ目であり、医療計画と関係計画との統廃合等についてである。生じている支障としては、都道府県において、がん対策推進計画、循環器病対策推進計画の作成が義務付けられているが、一方で医療計画も定めることになっており、この中に、がん、脳卒中、心筋梗塞、循環器系の疾患に関するものも記載することになっている。同じ内容・趣旨の計画、あるいは大きな計画の中に包含されてもおかしくないような計画を複数策定することになっており、同内容を2回記載すればよいのではとの話もあるかもしれないが、それぞれの計画を策定するに当たり、専門家の意見を伺うプロセスも各々行うことが必要になっている。議会との関係でも当然、説明しなければならないことに加え、その複数の計画の関係がすっきりせず、並列になってしまっていること自体、政策としていかなものかと考える。そのような中で、医療計画に必要な内容を記載し済ませることはできないのかを提案しているものである。計画の、政策としての枠組みをすっきりさせることができ、あるいは、業務の負担軽減・効率化にもつながるのでないかとのことで、説明したところである。

5ページについて、新たな義務付け・枠付けに対し、法令協議等を通じてチェックを事前に行っていただきたいとのお願いである。今説明した計画関係について、循環器病対策推進計画は、資料にあるとおり、平成30年にできた法律により策定を義務付けられたものである。平成21年の地方分権改革推進委員会第3次勧告後にできた法律であり、法令協議時に勧告を踏まえた対応ができていれば、このような法律の形で新たな計画がつけられることはなかったのではと思料され、事前チェックをしていただければ起きない事例ではないかと思記載している。なお、厚生労働省の1次回答では、計画を3つ策定した上で、片方の計画に他方の計画で記載していると言えよとのことであるが、そもそも計画を一本化してもらえればよかったと、地方側としては思うところである。

6ページは、通知・告示・省令等、法律又は政令に基づかない義務付けや枠付けについてである。ここで事例として挙げるのは、地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄附金の活用方針等の提出の義務付けの廃止である。今年度の要綱改正で、毎年4月までに計画や活動報告

を作成して国に提出することを義務付けされている。法律の留保の考え方からは、このようなレベル・方式で義務付け・枠付けをすることは避けていただきたいとの思いで、ここで事例として紹介させていただいた。

7ページは、内閣府で直接各省に見直しの要請をされたもので、調査票の①、法律に根拠がある計画のうち、見直しを行うものである。このうち、特にA1の2つ目のポツ、子ども・若者育成支援推進法及び子ども貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県・市町村計画は、その他の子供に関する施策を記載する計画と一体的策定可能な旨、今年6月に成立したこども基本法の中で規定され、現在、準備が進められているところである。先ほどのがんや循環器の事例とまさに反対を行っている気がしており、こういった形で立法を通じ、複数の計画の一体的な規定・整備ができるようしていただいていることは、私どもとしても大変ありがたく思っている。このような事例を、他の政策についても、好事例として進めていただけるよう、積極的に称揚していただきたい。同様に、既存計画との統合が可能な旨を通知等で周知している事例として、例えば、A2の定時制及び通信教育の運営に関する総合計画等の事例であるが、進めていただいているところである。

8ページについて、政省令又は通知・マニュアル等により策定を要請しているもので、記載の簡素化として、昨今のDX（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、調べれば分かることの記載を求められる必要もないと思うため、積極的に簡素化を進めていただきたい。

9ページ以降は、義務付け・枠付けの見直しに関する提案である。

10ページ、義務付け・枠付けに関する提案を74件挙げている。また、従うべき基準に関する提案を2件出しているが、例えば、この従うべき基準の事例である小規模保育施設の配置基準、職員配置基準は、児童福祉施設の設置の基準で定める保育所の配置基準に、さらに加えて1名の保育士が必要といった義務付けをされ、従うべき基準として出されている。こうなると、自治体側で創意工夫の余地がなくなってしまうため、是非自治体の工夫に期待していただくか、あるいは協議をしていただき、このような義務付けについては弾力的に取り組んでいただきたいと考えている。

11ページは、これまでの義務付け・枠付けに関する提案を、ある程度、数字と事例で網羅している。こういったものは福祉分野に大変多いため、第2次、第3次勧告の趣旨を踏まえて、見直しを粘り強く進めていただきたい。

12ページについては、全体として国に対処を求める事項を記載している。

(高橋部会長) 次に、全国市長会から説明をお願いしたい。

(全国市長会) 資料の18ページからが本団体の提出資料であるが、18ページは全体的な事項についてであり最後のポツとして、全国知事会からも話があったが、今回、骨太の方針、閣議決定に盛り込んでいただいたことに大変感謝し、共感している。これをてことして内容の実現に努めていただきたい。

19ページは、全体の数の内訳である。

20ページ以降については、総括的な話は全国知事会からしていただいたため、私どもは個別事項につき、特に個別の都市自治体から意見が挙がっているものなどを中心にお話しさせていただく。

21ページはデジタルの活用の中で、管理番号118番、障害支援区分認定の調査のオンライン化で、コロナ特例でこのような仕事がオンラインで可能となったところである。福祉分野でもあるため慎重に、との意見もあり、オンラインで一回できたから何でもそれでやればよいとの単純な話ではないということも承知はしているが、個別の都市自治体が苦勞していた部分、遠隔の人の調査も、これによりスムーズにできるようになったとの声を聞いている。したがって、ここで早急な課題の把握と対応の検討が必要であるとしているのは、まさに前向きに進めていくイメージであり、型通りすぐできるということではなく、個別の検討が必要なので、まずは所管省において、課題の把握に向けた動きをやってもらいたいという声が強かったということである。

続いて23ページの管理番号193番、指定都市の関係で申し上げる。後ほど、計画との関係で指定都市は出てくるが、ほかには、認定こども園の認可に関し、指定都市と県との関係からすれば必要がないのではないかと思料しているので、よろしく願いしたい。

24ページは社会保障関係で、一番上の、さいたま市から提出されている、介護予防支援に係る民間法人

の参入についての提案であるが、民間法人の参入も一つ的手段として出ている話であり、本件について都市自治体から挙がっている意見は、地域包括支援センターがほぼパンクの状態になっているとの内容である。地域で尽力しているが、そのような見直し、業務の合理化、平準化を考えていく必要があるのではないかと考える。介護報酬の増額の話もあるが、この民間法人の参入が一律に可能かどうかは別として、負担軽減につながっていくような視点での議論が必要だという意見が出ている。同じ24ページの管理番号19番や192番、後期高齢者の高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費、要は医療費と介護療養費、高額療養費の合算については、それぞれの手続、申請が必要だが、これも実際に自治体の意見を見ると、件数的にどうしてもかなりの分量にならざるを得ない。ある市の意見では、窓口業務において高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の異なる制度の自己負担額を調整するため、申請書への記載や添付書類が個人で異なり、申請者1人にかかる時間が必然的に長く、事務的負担が大きいとのことである。単に事務的負担が大きい、職員の負担軽減の観点だけではなく、合理化するような部分も一定程度あるのではないかと。全てを統一的に行うのではなく、初回はしっかりやるけれども、次回以降は申請の手続を簡略化するなど、手続の工夫を議論に、現場の声とともに、所管省でも検討を進めていただきたい。

25ページについては、管理番号81番、生活保護の関係の提案で、実際に公簿で生活保護の開始が確認できた場合、気をつけなければいけない情報であるため、その部分は前提としつつも、次の関連する手続をスムーズに進めていけないかとの意見が出ている。ある市の事例を紹介すると、入院や施設入所等を契機に生活保護に至った場合など、保護開始後に誰がどうやって国保喪失手続を行うかの問題が度々発生し、対応に苦慮しており、これは国保だけではなく、後期高齢者、介護、国民年金などの手続にも同様の課題はあるため、この提案をきっかけに、それぞれの制度による検討をお願いしたいと期待されている。個人情報にも十分配慮した上で、一定の確認が可能なのであれば、このあたりの手続を連携して考えることは必要ではないかと思う。また、この市の事例の場合、生活保護を所管する福祉事務所と国保の担当部署がたまたま同一庁舎内にあるため、双方の情報連携が比較的容易とのことであるが、そうではない場合は時間も労力もかかり、本人の利益や国保の医療費の算定等々の問題も出てくるため、この部分の議論を進めていただきたい。続いて同じ25ページの管理番号15番以降、マイナンバーカードについてである。本件については所管省からの回答にもあるとおり、なんとといってもセキュリティ等々の課題がある。所管省の考えは、私どもにも理解できる部分があるが、これは関係府省ヒアリングで高橋部会長や大橋構成員にお話いただいたように、国民的な課題としてマイナンバーカードの一層の利用推進、交付推進を図っていく立場からすると、特に今後、更新の手続も増えてくるため、そこも見越した議論なりを考えていただきたいとの意見が、都市自治体からもかなり出てきている。また、いずれ運転免許証や健康保険証など、様々な利用範囲が広がるにつれて発生するそれぞれの部分の切替えも含めた総合的な視野で進めていただきたい。関係府省ヒアリング時に先生方からいただいた意見は、私どもの考え方と方向性は一致しているので検討を続けて促していただきたい。

26ページの管理番号89番、会計年度任用職員の勤勉手当について、これは給与に関する制度論であり、私どもとしては、所管省において国との不均衡も含め制度的な議論をお願いしたいということに尽きるが都市自治体からもこういった声が出ているため、その点も念頭に置いていただきたく思っている。

27ページの管理番号245番はシェアサイクルポートの公園施設としての位置付けの話である。実際に、市内の利便性や利用度が高い場所にシェアサイクルポートを設けるのだが、公園の所管が違う場合があり、例えば、市が県立の運動公園などにポートを設置しようとする、入り口からなかなか話が進まないケースもある。公園も指定管理等々を委託しているため、結局、最初の管理レベルから入っていくと、そこで議論が頓挫する部分がある。そんなことは現場で解決してくれとの話かもしれないが、特にシェアサイクルは国も進めている話なので、所管省の中でも考えていただきたい。

続いて28ページの管理番号3番、地域公共交通計画関係の提案については、全国知事会からトータルでお話いただいているところである。私どもとしては、1つは補助金の手続等との関係で、あまりに記載事項が細かな部分はいかがなものかと思う。また、地域公共交通の話は、今ここで個別の路線バスやJRのローカル線の話を持ち出すわけではないが、所管省が地域の主体的な取組に期待し、その方向性で進めていることは我々も一定程度理解するも、だからといって、特に補助金に関して、路線の云々まで書かせ

過ぎることはどうかとを感じる。地域公共交通を本当に、総合的に地域の判断で進めていくというのであれば、そのような観点から、このあたりの計画の話についてしっかりと検討していただきたい。

29ページの管理番号72番では、公共施設等総合管理計画について、多くの自治体で一度策定しており、後は各々の自治体の問題であるため、柔軟に対応できるようにさせていただければと思う。

32ページは環境省関係で、管理番号140番や252番は、それぞれ計画に基づき行うことは大事だが、これも言うまでもなく、都道府県、指定都市と一般市は事務権限が違っており、また環境政策であるため、どれぐらいのエリアを視野に置くのか、広域的な観点なのか、個別の地域なのかということもある。そういったところにややもすれば、法律上、努力義務であっても、事実上、一律に計画をつくらざるを得ない状況があり、特に交付金等々の関係でつくらざるを得ない運用とされるなら、それはいかがなものかとの意見がある。また地球温暖化対策実行計画等に関して、気候変動適応策については、市町村単位では計画の実効性に乏しく、ロードマップなど目標を設定することも難しい。都道府県レベルにおいて各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、市町村が実施できる施策を地域課題に応じて展開するほうが現実的であるとの意見も出ている。やはり一律に法律上、都道府県の計画、市町村の計画という立てつけをするのではなく、このような環境政策であれば、都道府県が中心になって広域的な調整や施策推進ができるような仕組みも考えていく必要があるのではないかと思う。同じく32ページにある、管理番号165番の地方創生交付金関係は、毎年度工夫をしていただいているところだが、期待の大きい交付金でもあるため、引き続きお願いしたい。

33ページから36ページでは、特に指定都市を中心に、計画の話を多数列挙させていただいている。指定都市であるため、先ほど全国知事会で話していただいたような部分とある意味、計画の位置付けに共通するような部分もあろうかと思うし、指定都市市長会は神戸市が会長であることから、今回、そのところを中心に様々な事例を出させていただいている。全体的な検討をよろしくお願いしたい。

最後に、34ページの管理番号202番について、農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画で知事の認可に係る事務負担の軽減、これは都道府県の話であり、この提案に関して私どもとしても当然全面的に進めていただければよいが、それはそれとして所管省の第1次回答を拝見すると、この都道府県知事の仕事負担の軽減に対する答えが、事務処理特例条例をつくって県から市町村に移譲すればよいのではないかとのこと、正直びっくりしたところ。この1次回答の文章も、確認のためにもしっかりと読ませていただいたが、今回、法律改正にあたり、私どもこの中に出ている、「地域計画」をつくることについては、農林水産省にも「人・農地プランが実践の段階で入ったばかりであるにもかかわらず、唐突に現行の仕組みを変え、計画策定を一律に義務付けることは、目下、地域の実情を踏まえ、同プランの実行等にひたむきに取り組んでいる現場に大きな混乱をもたらすとともに、これまでの地方分権改革の取組にも沿わないものであり、強く反対するものである。」と、2月9日に意見を出させていただいている。その際は、実際一律ではなくて、地域の状況に十分配慮して運用していくとの回答もいただいたため、もちろんこのような取組は重要であると地域においても認識していることから、我々としてもそのような意味で理解はしたわけである。ただ、県の認可を事務処理特例条例で、しかも準則をつくって移すという話は考えられなかったし、そもそも今回は法改正し、県の計画、県の認可に位置付けたものを、施行の前から事務処理特例だと言うのは、いかがなものか。撤回など非常に厳しく考えていただきたいということを、内閣府を通じておっしゃっていただければと思いますが、このあたりの判断はお任せする。そのようなこともあり、実際に、法律による位置付けをどのように考えているのか、法律で一回、事務配分を整理したものについて、事務処理特例条例で云々との議論が出てくることは、正直おかしいと感じる。昔、都道府県から市町村への分権、権限移譲について、確か第2次だったと思うが、地方分権推進委員会でも話があった。当時は事務処理特例により、市町村に定着しているのではないかと議論に対し、所管省は、それは法律でこのような考え方の下で位置付けているとのやり取りがなされていたように思う。昔のことを持ち出してというわけではないが、そういったことも考えると、法律で位置付けていることは非常に重いことであるため、その点を踏まえ対応をお願いしたい。

(高橋部会長) 次に、全国町村会から説明をお願いしたい。

(全国町村会) まず計画策定についてまとめてお話ししたい。今回、計画策定について提案を行っている町

村は少ないが、この計画策定自体が多大な負担となっており、最初にこの点を発言したいと思う。全国知事会からも話があったように、今回、骨太の方針で定められたことは大変ありがたいことだと考えており、各府省におかれてはこの原則を遵守いただきたい。ただ、これは新設の計画に関するものであるため、既存の計画についても、今回の提案実現をはじめとして、さらに一步踏み込んで、廃止・統合も視野に入れた見直しが進むことを期待している。町村の実態として、人員の削減が進んでおり、計画の策定が多大な負担となっている。町村の規模により差があるが、例えば福祉関係は、1つの課、1桁の人員で、高齢者福祉、介護、障害者福祉など、住民向けの実務をやりながら対応している。ここで福祉関係の多くの様々な計画策定を行わなければならない実態がある。また、多くの町村では、産業関係も同じく1桁の人員、1つの課で処理しているというのが実態であるが、国の農林水産省、林野庁、経済産業省、観光庁などの分野の計画策定を実施することとなる。昨年度、全国知事会からも説明があったが、逆三角形の構図になっており、最後に行き着く先の町村の実態を理解いただきたい。

今回の提案募集の一例で申し上げますと、重点番号36番、地球温暖化対策における温室効果ガス削減と実行計画の策定についてだが、これまでの町村の環境行政はごみ処理が主な仕事であり、地球温暖化関係は、町村にとっては全くの新規事業と言えるようなものである。しかもこの作業は全庁的な対応が必要になる。また、この計画を策定し、実効性のあるものとするためには、どうしても国からの補助金・交付金に期待せざるを得ないが、言ってみれば産業関係などの計画については、町村では手段が非常に限られている状況である。関係府省からの回答では、マニュアル等、情報提供による支援との記載があり、マニュアルを打ち出してみたがこんなに分厚いものとなっている。これを読みこなして作成するのは大変な作業になるわけで、マニュアルをつくっていただいたことは非常にありがたいことだが、町村においては、このような作業が重なることで策定自体を躊躇してしまうのではないかと危惧しているところである。

いずれにしても、計画策定に関しては、それぞれの提案にあるように、計画策定の義務付けの廃止、他計画による代替、複数の類似分野の計画を一体的に策定することを可能とすることや、策定や変更に係る事務手続の簡素化、PDCAサイクルをしっかりと回せるように計画期間の長期化を図ることなどを実現していただきたい。また、市町村に対しては、法令上は努力義務であり、自主性を尊重するような建前となっ

ていながら、通知により数値目標を示唆したり、細かな様式を示したりする例もあるため、是非見直しを図っていただきたい。

計画策定が交付金、補助金、財政措置の前提となっているケースでは、補助金の申請と合わせて2回、同じような作業をしなければならない問題もある。国には、新たな施策を推進しようとする場合には計画・義務付けによらず、市町村の人員増も含め、しっかりと財政措置を行っていただきたいと考えている。

もう一点、計画策定に関する個別事項で申し上げますと、重点番号45番、農用地利用集積等促進計画について、全国市長会から話があったが、全国町村会も全く同じ考え方であるため、再検討をお願いしたい。

続いて、町村が提案団体になっている事項について、重点事項を中心に何点か申し上げる。46ページのセーフティネット保証の認証機関の拡充と手続のオンライン化について、本制度に係る認定申請の事務負担は非常に膨大なものとなっているため、提案団体の意見を十分に尊重した上で、電子化等の先事例の紹介等も含めて積極的に検討していただきたい。

次に47ページ、重点番号8番、公務員への児童手当の支給についてである。児童手当の現況届の原則廃止や、マイナンバーに児童手当支給口座がひも付けられるなど、受給者の利便性の向上や市町村の業務の効率化を図っていただいているところであるが、公務員については勤務地が原則であるため、このような効率化ができない状況にある。支給手続の誤りも多く発生しているようなので、提案が実現されるようよろしくお願いしたい。

続いて48ページ、重点番号11番の、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額療養費の支給申請手続の見直しである。1次回答では、高額療養費は1年に12回支給がある一方で高額介護合算療養費は年度に1回であるためとの記載があるが、年度で1回だからといって負担が小さいというものではないため、積極的に検討していただきたい。同じく48ページ、重点番号12番の中山間地域の訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬の見直しについては、移動時間が介護報酬に反映されないと、中山間地域でのサービス提供に民間事業者が躊躇することになりかねないため、是非、介護報酬改定の際に提案が実現されるよ

う、適切な対応をお願いしたい。

49ページの重点番号13番は、公簿等により生活保護等の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能にすることである。これは、転居等の場合は一定の資格喪失を認めている前例もあるようなので、是非とも提案の実現に向け、尽力いただきたい。

続いて同じく49ページ、重点番号14番の、マイナンバーカードの手続の合理化についてである。全国市長会からも話があったが、セキュリティーの問題など、難しい課題があることは認識しているが、今後の切替え等の手続において、事務が輻輳するような事態が生じるため、町村役場の業務を圧迫することがないような見直しを考えていただければありがたい。

続いて、50ページの重点番号17番、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給可能とする見直しである。勤勉手当は、国の非常勤職員に対する勤勉手当の支給も進捗している状況も踏まえ、国として早急に地方公共団体の意見を聞いた上で、地方自治法の改正等、積極的な議論を行っていただき、人件費の増額に伴う財政措置についても併せてお願いしたい。

このほかの提案の中にも、期日前投票の宣誓書の廃止のように、職員配置など事務負担軽減のために、本会要望書において要望している事項もあるため、重点事項以外の提案全般についても実現に向けてお目配りいただきたい。

(高橋部会長) それでは、質疑を行う。

まず、私から全国知事会に伺う。まず、いろいろと貴重な御意見に対し御礼申し上げる。特に好事例を横展開することについて、御紹介いただいたように、前年度に一体的策定ができるとの規定を法律に入れようとしてもらったところ、難しいとの議論があり実現しなかった事例があった。そのような一体的策定が可能な法律の規定が入った例もあるとのことで、横展開は非常に重要だとの話があったと思うが、横展開の例としては、ほかにどんなことを考えておられるのか、お聞かせいただきたい。

(全国知事会) 直ちにこれといったものはないのだが、例えば、私が取り組んだことで企業版ふるさと納税の制度に関する計画について述べる。企業版ふるさと納税を受けようとする、かなり詳細に様々なことを地域再生計画に書かなければならず、これが利用の支障になっているということがあった。一方で、地方創生に関しては、まち・ひと・しごと創生総合戦略があり、これと地域再生計画の2つがあったため、両計画の調整をし、企業版ふるさと納税に関して片方に書いてある内容をもう一方にも書いていくこととするといったことで、その都度書き換えなくてもよいとした。実務的で、決して派手なことではないかもしれないが、現場の自治体からすると、別々に計画をつくり、各々が国の手続を必要だとするのはかなりの負荷である。記載事項の簡素化ないし一体化を進めていただくことは非常に重要と思料する。

(高橋部会長) 承知した。全国知事会に対し、ほかに意見や質問等があれば、お出しいただければありがたい。

(磯部構成員) がんや循環器病の計画の部分で、医療計画の中でかなり重複しているのではないかとこの話で同じ内容を2回書けばよいではないかと言うがそうではなく、手続が様々あり大変だとの御説明だった。おっしゃるとおりだと思いつつ、しかし、その手続にも意味があるという反論はあるのではないかと考える。がん対策であれば、推進協議会などに患者団体の方が入っている、そういう方が参加して計画をつくるという、患者当事者などの参加プロセスを、仮に統合した場合は、どのような代替手段で補うのか、そのあたりはいかがお考えか。

(全国知事会) 枠組みの立てつけとしては、医療計画の中で、そのような方々にも広く参加いただくような意見を聞く審議会などを設置することもあると思うし、そうするとこれがまただんだん重くなるとの指摘もあろうかと思う。そのような場合は、例えば、部会方式にするなど、あるいは、がんの部分についてはがんに関係する団体の方々に個別にヒアリングを行うなど、実質的に話を聞くプロセスを確保することでむしろ多くの方で、時間の限られた中で審議会をやるよりは、実質的な協議をしてもらう。これは国が義務付けるというよりは、当然、自治体としてその計画なり考え方を整理するに当たって必要なプロセスだと思料するため、それらを明示的に国と地方で共有することが大事なのではないかと考える。

(磯部構成員) 承知した。対話の実質が大事だということは、私も全くそのとおриだと思ふ。

(高橋部会長) 全国市長会に対して伺う。地方分権のメルクマールでも、国の資金交付について計画策定が

認められているが、計画を策定することで補助金の支出要件にすると、ともすれば非常に過度になる可能性がある。そのあたりはどのように対処すればよいか、何か御意見があればお聞かせいただきたい。

(全国市長会) 確かにメルクマールでそのように整理もしていただいているが、それをどう適用していくかとなると、私もそれに対して明確な答えが出てくるわけではない。ただ、私どもの立場、考え方からすると、それが1つや2つの自治体が言っているのではなく、ある程度の数の自治体が言っているものは、補助金なり交付金を交付していただく以上は何らかが必要であり、全然なしで出してくれなどと言っているわけではないのは当然としても、その記載内容が非常に密な部分や、分かりきっているではないかといったことや、それは施策としては必要かもしれないが補助金なり交付金の交付とは別の部分まで言っているのではないか、といった話はあるかと思う。そうした意味では、先ほど部会長がおっしゃったように、全体のメルクマールはこうだが、具体的な適用については、毎年出てくるものは、一定の合理性があるのではないかと感じる。例えば、環境関係は新しい分野だけに、将来に向けた施策展開が必要なことは十分承知するにしても、先ほどの一般市町村の事務権限の話からすると、どのように進めるかといったことや、昔ながらの一般廃棄物の交付金についても、昔の補助金から循環型社会形成推進交付金に移行しても長くなるが、循環型社会形成推進計画を絶えず更新していかなければいけない。こういった部分についても、極めて個別的な話だが議論はさせていただく。

(高橋部会長) 温暖化対策の話は町村会からも指摘いただいたがどうか。一般市の能力、権限の関係でかなり負担との話があるが、実情はどうか。

(全国市長会) 先ほど全国町村会からも出していたマニュアルであるが、私どもも地球温暖化対策法が改正なりになった際、その仕事が必要とか必要ではないとの議論ではなく、一般自治体も広い意味では取り組んでいかなければいけないという認識の下で、しかし専門的知識がないため、マニュアルの策定をはじめ、アドバイスが欲しいという意見も出している。ただ実際、一般市にも面積の広い・狭いがあり、環境の専門知識やデータをどう把握するかは、都道府県や指定都市とは置かれた実情が全く異なる。言うまでもなく環境には境がないため、それはある程度権限を持ったところが、その権限があることは役割が期待されての権限付与であるのだから、そこを中心に考えていただいてもよいのではないかと考えている。そのため、私どもも意見を出した際には、一般市も同じようにやるのではなく、例えば、地球温暖化などについて、自庁舎をどうするのかはもちろん取り組むわけだが、また一般的な市民への啓発や、この問題は大事だといった勉強会のようなことをしていくことはできるが、今の実情がどのような状況であり、排出量のコントロールをどうするのかといった部分まで踏み込むのは正直に言って無理な話なので、そこをもっとはっきりと区分けした施策の進め方を検討していただきたい。

(高橋部会長) これは計画共通の話だが、総量規制のような考え方は必要なのではないかと思料する。つまり、今の標準的な団体の当該分野に配置している職員の数からいって、自治体としては、計画をつくるならばこの程度のボリュームのものでないととも総合行政はできない、との考え方が計画については重要なのだと思うが、そのあたりを全国町村会から反応等いただければと思う。

(全国町村会) 総量規制については、町村に対しては義務付けというより努力義務のようになっていることが多いが、逆に言うと、重要分野であるにもかかわらず作業量を考慮して行わないということになるのは望ましくない。町村レベルになると、計画的にやるよりは、できることからやっていく姿勢が必要なのではないかと思う。地球温暖化の分野では、自庁舎やバイオマスなど、市町村で一生懸命行っているところはあるため、そうしたものは進めることができるが、例えば、その地域にある産業全体の脱炭素をコントロールするといった話は、町村では財源、言わば進めるための武器がない。町村の実態からすると、計画策定でその施策を進めることに躊躇してしまうことがないように、総量規制のようなことをやっていただくとありがたく思う。

(高橋部会長) 計画体系の整備も含め、国に考えていただくことは重要と感じた。

私からは、勤勉手当について、財政上の負担もあるため様々な意見はあると思うが、今日の話からすると積極的に取り組んでほしいとの意見を全国市長会や全国町村会からいただいた。全体的にそのような雰囲気であるのか、その点をもう一度お聞かせいただければありがたい。

(全国市長会) 方向性については、私どもで何か調査をしているわけではないが、通常の手当の位置付けと

して、国もそのように措置されているとのことであるから、全体として何か異論が出てくるという状況ではないと思料する。ただ、全国町村会からもあったように、制度的な議論として、財源も地方財政計画をベースにした形での、全体としての制度的な手当などを構築していただくことは必要だと考える。

(全国町村会) 全国市長会と同様、この話は各団体の自由というよりは、このような状況下で国としてどう考えるのかをしっかりと検討していただき、その上で財政措置もしていただければありがたい。

(高橋部会長) 最後に構成員の先生方から何か一言あれば頂きたい。

(大橋部会長代理) 三団体の意見を伺い、方向性は同じであることを確認できたため、心強く2次ヒアリングを迎えることができる。その中で、全国市長会から管理番号202番について、都道府県レベルでおかしくなっているものを市にそのまま移すとは何を言っているのかとの批判があった。この1次回答後のヒアリングをそちらで聞いていただき、まだおかしいと感じるところがあれば、2次ヒアリングでぶつけたいと思っているため、個別的でもかまわないのでまた重ねていただけるとありがたい。

もう一つは、去年も逆三角形の構造で問題になったが、特に町村のレベルで人員がどれぐらいで行っているのかという、組織の規模感との関係での負担は、私どもはなかなか気づきにくい点がある。案件によっては、これだけの人数でこのような業務をやらせるのですかと具体的にお示しいただくと、こちらの問題提起にも迫力が上がるため、その2点をお願いできればと思う。

(伊藤構成員) 三団体から心強い支援を頂いたと理解している。答えづらいかと感じるため、これは私の感想だけということにさせていただきたいと思うが、最初に全国知事会から例として挙げた循環器病対策の計画に関し、1次ヒアリングを行っている中で、各府省、議員立法なのでコメントがあり、そこで議論が止まってしまうところがあった。これはチェック機能が働かないことの枠内に入るのか、枠外になるのか微妙なところだが、また来年度も同じようなことが繰り返される可能性があり、三団体として、国会の関係者に対する何らかの働きかけというか、意見交換というか、そのような機会を持っていただくと、少しは状況が変わるのかなと考えている。どのレベルでどのようにと話は私が申し上げることではないが、是非検討いただければと思う。

(高橋部会長) 私も最後にそのことをお願いしようと思っていた。我々は政府内部での調整を行っているが議員立法であると、国会の先生方の判断が大きいところがある。そこで地方の各団体から積極的に議員の先生方にアピールをしていただくことが極めて重要かと思っているが、その部分は是非よろしくお願いたい。お答えは結構なので、是非御協力のほど、私のほうからもお願ひし、最後締めくくらせていただきたい。

なお、当部会で議論した内容は、9月2日に行われる地方分権改革有識者会議に報告する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)